

市役所の担当課がわからないときは **南島原市役所 ☎73-6600** へ

事業継続支援金の受付期間を延長しました

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営が困窮している市内事業者や農業者・漁業者などの皆さんの事業継続を後押しするために支給している以下の支援金について、受付期間を令和3年2月26日まで延長しました。なお、すでに支給を受けた事業者は対象外です。

中小・小規模事業者等 事業継続支援金

商工振興課 ☎73-6633

- 対象者
市内に住所を有する個人または主たる事務所を有する法人
※農林漁業体験民宿事業者には、別の支援制度があります。
- 支給要件…以下のすべてを満たす事業者
 - ①新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近1カ月の売上高が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後2カ月を含む3カ月分の合計売上高などが前年同期比で20%以上減少することが見込まれること
 - ②市税を滞納していないこと
 - ③申請者などが暴力団に関与していないこと

●支給金額

個人	15万円
個人(社会保険に加入する従業員が5人以上)または法人	30万円



農林水産業事業継続支援金

農業者…園農林課 ☎73-6661

漁業者…園水産課 ☎73-6662

- 対象者…以下のすべてを満たす事業者
 - ①令和2年5月1日現在で市内に住所を有し、農業・漁業を主業として営んでいる個人または法人、農業・漁業に関連する法人
 - ②令和2年5月1日現在で3カ月以上事業を営んでおり、引き続き事業を継続する意思がある人
- 支給要件…以下のすべてを満たす事業者
 - ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から令和3年1月までの期間で連続した3カ月の合計売上金額が、前年または前々年同期比で20%以上減少していること
 - ②農業または漁業の収入が全収入の50%以上あること
 - ③市税を滞納していないこと
 - ④申請者などが暴力団に関与していないこと

●支給金額

個人	15万円
個人(社会保険に加入する従業員が5人以上)または法人	30万円

教えて!国民年金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降に収入が減少した場合、令和2年度(令和2年7月から令和3年6月まで)の国民年金保険料の臨時特例免除が受けられます。希望する人は、申請が必要です。

申請方法や申請書様式などは、日本年金機構のホームページで確認できます。



QRコード
日本年金機構ホームページ

日本年金機構 諫早年金事務所 ☎0957-25-1662

南島原市 健康づくり課 ☎73-6641または各支所

日本年金機構

検索

固定資産税の軽減措置について

園税務課 ☎73-6642

1 中小事業者などが所有する事業用資産に係る固定資産税について、令和3年度分に限り軽減措置を受けることができます。

- 対象者
新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少している中小事業者など
- 対象資産
事業用家屋および償却資産
- 軽減率
令和2年2月から10月までの連続する3カ月間の事業収入が、前年同期比で減少した割合に応じて軽減されます。
 - ①50%以上減少した場合…全額
 - ②30%以上50%未満減少した場合…2分の1
- その他
 - ・令和3年度償却資産の申告書の案内時に、申告書を同封します(市ホームページからダウンロードもできます)。
 - ・申告の際に、税理士、商工会など(中小企業庁が指定する認定経営革新等支援機関)による証明が必要です。

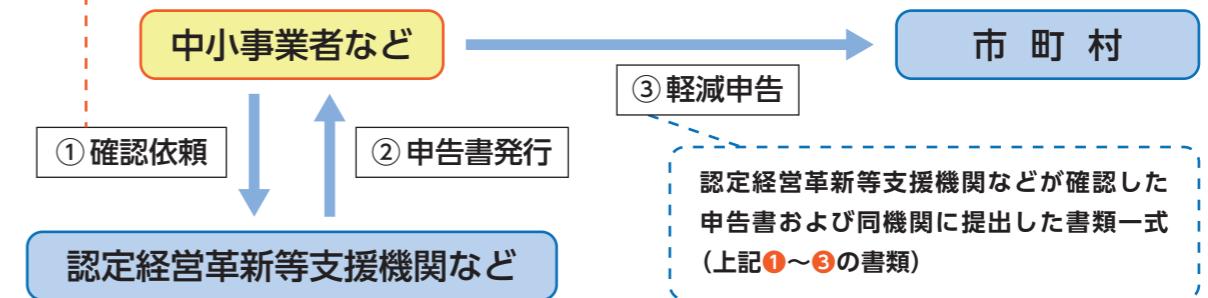
令和3年2月1日

認定経営革新等支援機関から証明を受け、償却資産申告書と一緒に申告してください。



事業収入減に伴う特例

- ① 中小事業者などであることの確認(法人の場合)
- ② 事業収入の減少の確認
- ③ 特例対象家屋の居住用・事業用割合の確認
特例の対象資産について事業専用の部分を所得税青色申告決算書、収支内訳書などを用いて確認。



2 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者などに係る固定資産税を3年間減免します。

- 対象者
先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者など
 - 対象資産
導入計画に基づき、新たに取得した事業用家屋、構築物および償却資産
 - 軽減率…全額
- ※詳細は、中小企業庁のホームページをご覧ください。

令和3年2月1日

償却資産申告書と一緒に申告してください。



先端設備投資に伴う特例

中小企業庁

検索